

＝ご利用の皆様へ＝ ～必ずご一読下さい～

先日、手荷物・特殊手荷物・受託手荷物・貨物等の紛失等に伴い、船内トラブル及び損害賠償等が発生しております。

当社と致しましては、運送約款等に従い運送事業責任等の明確化のため旅客の動向や搭載物品の状況や動向等を防犯カメラによる撮影及び映像の記録を行っており必要に応じ関係管海官庁へ提出し防犯・防災や各種犯罪等の未然防止に努めており、各種捜査機関等の協力を行っております。

また、乗船券や各種券面の販売は当社が指定する運送約款や安全管理規程、関係法令の遵守に同意したものと(されたもの)に対しまして各種券面の販売・発券を行っております。予めご承知のうえご了承下さい。

積載された荷貨物等の管理には十分に注意し自己管理を行ってください。また、当社職員の指示に従い積み付けされた荷貨物等は船舶の復原性の特性から勝手な移動を行わないで下さい。その場での自己管理を行って下さい。

関係事項の抜粋

1.責任を負わない損害

下記については運航会社は責任を負いません。

- (1) 運航会社の過失によらない持込手荷物に対する損害。
- (2) 運航会社が適用法令等に従ったため、または旅客が適用法令等に従わなかったため、もしくは運航会社の管理できない事由により直接・間接に生じた損害。
- (3) 旅客の手荷物の内容品に起因した旅客の手荷物に対する損害。
- (4) 旅客の受託手荷物に含まれている壊れやすいもの、は変質・腐敗するおそれのある物品、貨幣、宝石類、貴金属、有価証券、証券その他の高価品、書類、旅券等旅行に必要な身分を証する文書、または見本に対する損害。
- (5) 運航会社によって運送が行われる区間以外で生じた損害・受託手荷物に対する損害。ただし、運航会社が運送契約上の最初または最後の運航会社である場合に、条約の定めにより、旅客が運航会社に対し請求することができるときはこの限りではありません。
- (6) その他。

2.責任を負う損害

運送またはそれに付随して運航会社が行う業務に起因する下記の損害について、運航会社は責任を負います。なお、旅客に故意または過失があった場合や旅客が起因する場合には当社は責任は無く、運送約款・適用法令等に従うものとします。(必ずしも責任を負うとは限りません)

- (1) 旅客の死亡・負傷・その他の身体の障害
- (2) 手荷物の延着・滅失・毀損

3.責任の限度及び限度額

手荷物・特殊手荷物・受託手荷物・貨物等の種類によって、責任制度が異なります。詳しくは事務職員へお問い合わせ下さい。

平成 27 年 12 月 20 日



運 航 管 理 部